

一般財団法人栃木県教育福祉振興会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人栃木県教育福祉振興会と称する。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所を栃木県宇都宮市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、互助・扶助の精神に基づき会員の福利増進を図るとともに、本県教育文化の振興に寄与することを目的とする。なお、会員とは第37条第1項に規定する者を言う。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員を対象とした福利厚生に関する共済事業
- (2) 本県の教育文化の振興に寄与する事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(事業計画及び収支予算)

第5条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、理事長が作成し、毎事業年度開始の日の前日までに理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

- 2 理事長は、前項の事業計画書又は収支予算書を変更しようとするときは、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。
- 3 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第6条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 前号に掲げる書類の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 前 2 号に掲げる書類の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の書類については定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(事業年度)

第 7 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 4 章 評議員

(評議員の定数)

第 8 条 この法人に評議員 3 名以上 1 2 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 9 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 1 7 9 条から第 1 9 5 条までの規定に従い、評議員会において行う。ただし、評議員の過半数は、会員から選任する。

(評議員の任期)

- 第 10 条** 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第 8 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第 11 条** 評議員に対して、各年度の総額が 2 1 6 , 0 0 0 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 12 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 13 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 14 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、3 月及び必要がある場合に開催する。

（招集）

第 15 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第 16 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（決議）

第 17 条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 194 条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 18 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名以上が署名捺印する。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 13 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 197 条において準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、

前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 24 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員の報酬等)

第 25 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(責任の免除)

第 26 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条で準用する同法第 111 条第 1 項の賠償責任について、同法第 114 条第 1 項の規定により、法令に定める額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 27 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選任及び解任

(招集)

第 29 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名捺印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 33 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 9 条についても適用する。

(剰余金の分配制限)

第 34 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(解散)

第 35 条 この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 36 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 会員及び掛金

(会員及び掛金)

第 37 条 この法人に、部会及び会員を置く。部会及び会員は次の各号に掲げる者とする。

(1) 部会

- ① 前期部会
- ② 後期部会

(2) 会員の種別

- ① 前期会員
- ② 後期会員

(3) 会員の資格

- ① 公立学校共済組合栃木支部の組合員である者（職員の任用に関する規則（平成二十八年三月三十一日栃木県人事委員会規則第十四号）別表第1号職員（大学卒業程度）採用試験種類の部の区分試験の欄若しくは職員（高校卒業程度）採用試験種類の部の区分試験の欄に掲げる採用試験又はこれらに相当する採用試験に採用された者および公立学校共済組合栃木支部組合員のうち、非常勤職員でかつ時給職員であり短期組合員である者を除く。）
 - ② この法人の常勤の役職員
 - ③ 前各号の会員のうち一般財団法人栃木県教育福祉振興会後期部会規程第3条第2項に定める後期会員
 - ④ その他、前各号に準ずるものとして理事会及び評議員会が承認した者（栃木県の教育職関係者に限る。）
- 2 この法人の事業に要する費用は、会員からの掛金等をもって充てる。
 - 3 会員及び掛金に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 公告の方法

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 事務局その他

（事務局）

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て、理事長が任免し、職員は理事長が任免する。

（委任）

第40条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は理事会の決議を経て定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

村上雅之 久保 徹 宇田貞夫 岡崎信二

栗原隆史 麦倉常治 市村秀夫 荻原 薫

4 この法人の最初の理事長は伊藤和夫、専務理事は福田 伸とする。

5 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	伊藤和夫	福田 伸	橋本和英	佐藤 仁	廣田則子
	吉田浩之	高田智弘	鈴木順二	渋谷一雄	
監事	岩木美津子	鈴木和男			

附 則

この定款は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

令和 2 年 4 月 1 日一部改正（第 17 条、第 37 条）

附 則

令和 3 年 4 月 1 日一部改正（第 37 条第 3 項）

附 則

令和 4 年 9 月 27 日一部改正（第 37 条第 1 項第 1 号）

附 則

令和 4 年 12 月 5 日一部改正（第 37 条第 1 項第 1 号、第 2 号（追加）、
第 37 条第 1 項第 3 号）

ただし、令和 6 年 4 月 1 日施行とし、施行日までは、なお従前の例による。